

の健全化判断比率等を公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、平成23年度決算の健全化判断比率（「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」）の4指標と公営企業会計ごとの「資金不足比率」を算定し、監査委員の審査を受けたうえで議会に報告するとともに、市民のみなさんに公表します。

健全化判断比率では、財政運営が破たん状態になる「財政再生基準」と、その手前の財政状態の危険を示す「早期健全化基準」が設けられていて、4つの指標がすべて基準以内であれば財政状態が健全とされます。

曾於市の比率は、いずれも基準を下回っており、本市の財政は健全だといえることがいえます。

市では、今後も健全な財政運営を心掛けながら、住民サービスの向上に努めて参ります。



『健全化』の基準を超えると？

早期健全化基準を超えた場合

自主的な改善努力による財政の健全化を図ることになります。財政健全化計画を策定し、外部監査の実施が義務付けられます。

財政再生基準を超えた場合

財政再生団体となり、国の管理のもと財政の再生を図ることになります。国の同意がないと借金ができなくなる等色々な制約が課せられます。

早期健全化と同様に財政再生計画を策定し、外部監査の実施が義務付けられます。

経営健全化基準を超えた場合

公営企業ごとに経営健全化計画を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図ることとなります。

各計画策定後は、議会の議決を経て公表し、県知事へ報告することとなります。



『財政破たん』とは？

赤字額が標準的な財政規模の一定割合を超えた状態を言います。

破たんすると、国の関与のもと再建することとなり、市民サービスの低下や市税、公共料金などの引き上げをせざるを得なくなり、市民生活に大きな影響を及ぼすこととなります。



『財政健全化法』とは？

財政健全化法とは、北海道夕張市のような地方公共団体の財政破たんを未然に防ぐため、国が「早期健全化段階（イエローカード）」、「財政再生段階（レッドカード）」の2段階で地方公共団体の財政悪化をチェックすることにより、財政状況の改善を早期に促すための法律です。

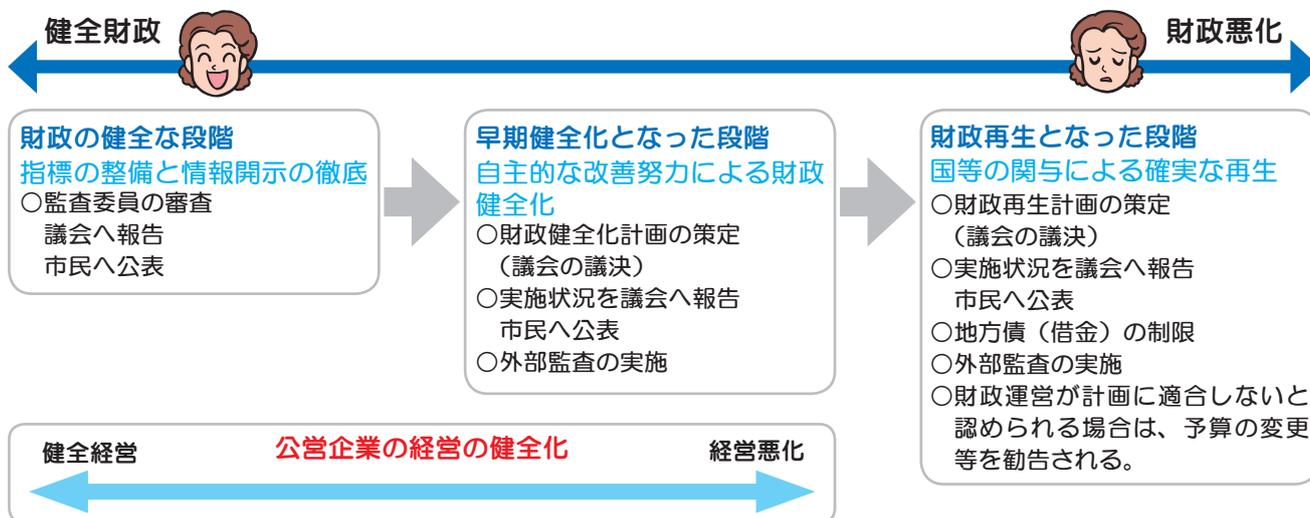


財政健全化計画や財政再生計画を作ったあとはどうなる？

計画の実施状況は毎年公表されます。取り組みが不十分な場合は、国または県が、地方公共団体に対し必要な勧告を行うこととなります。地方公共団体に対し予算や計画の変更などの措置を講ずるよう勧告し、より強く財政運営に関与することとなります。

『健全化』の判断方法とは？

財政健全化法により、普通会計と公営事業会計や第三セクター等を含めた市の財政運営に影響を及ぼす可能性のあるすべての会計を対象に「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」の4指標と公営企業会計ごとの「資金不足比率」を用いてそれぞれの基準により判断します。



平成23年度決算

曾於市の財政

曾於市の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の対象となった会計は下表のとおりです。

○健全化判断比率

比率	実質赤字比率 ※1	連結実質赤字比率 ※2	実質公債費比率 ※3	将来負担比率 ※4
平成23年度	—	—	11.1%	13.8%
早期健全化基準 (イエローカード)	12.92%	17.92%	25.0%	350.0%
財政再生基準 (レッドカード)	20.00%	30.00%	35.0%	
(参考)平成22年度			12.2%	28.9%
平成23年度公表暫定値				
県内19市の平均	—	—	11.9%	60.5%
県内市町村の平均	—	—	12.4%	58.3%
1 実質赤字比率と連結実質赤字比率が無い場合は、「—」と記載。 2 健全化の状況を判断するため、早期健全化基準と財政再生基準を記載。				

○資金不足比率

会計名	資金不足比率 ※5
水道事業会計	—
公共下水道事業特別会計	—
生活排水処理事業特別会計	—
経営健全基準	20.00%
※資金不足がないため「—」と記載。	

※1 実質赤字比率『実質赤字額は無し』

1年の間に入ってきたお金より使ったお金が多い場合、その余計に使った額が赤字となります。一般会計のみの赤字の有無を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示すものです。これらの比率が高いほど、財政運営が深刻な状況となります。

曾於市の一般会計の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、実質赤字比率はありません。

※2 連結実質赤字比率『連結実質赤字額は無し』

市のすべての会計（一般・国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・公共下水道事業・生活排水処理事業・水道事業）を連結して市全体としての赤字の有無を指標化し、市全体における収支が健全かどうか把握しようとするものです。曾於市の全ての会計の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、連結実質赤字比率はありません。

※3 実質公債費比率『11.1%』

その年度の歳出に占める公債費（借金）や公債費に準ずるものの割合を指標化し、資金繰りの程度を示すものです。

この数値が前年度より高くなると、その分、他の歳出を削らなければ支払えないということになります。

よって、財政の弾力性が低下し、他の経費節減をしないと収支が悪化し、赤字団体になる可能性が高まります。曾於市の比率は、11.1%であり、財政は健全となっています。

※4 将来負担比率『13.8%』

一般会計や特別会計における公債費（借金）や損失補償を行っている第三セクター等に係るものを含め、市が将来的に支払っていく可能性のある実質的な負債額の割合を示す指標です。

この比率が高い場合、市の財政規模に比べて将来負担が大きくなるということになり、将来財政運営を圧迫する可能性があります。

曾於市の比率は、13.8%であり、財政は健全となっています。

※5 資金不足比率

『公営企業会計（水道事業・公共下水道事業・生活排水処理事業）において資金不足額は無し』

曾於市の公営企業（水道事業・公共下水道事業・生活排水処理事業）の資金不足（赤字）を料金収入と比較して指標化し、経営状況の悪化の度合いを示すものです。公営企業ごとに算定し、経営状況を判断します。

公営企業会計に資金不足（赤字）があり経営状況が悪化すれば、市としてその赤字に対処しなければならず、市の負担も増大することになり、財政運営に大きな影響を与えることとなります。

この比率が高くなるほど、料金収入等により赤字を解消することが難しくなるので、経営状況に問題があることとなります。曾於市の公営企業会計は、いずれも赤字額は無いので健全な経営となっています。



※平成23年度決算の概要は、市報そお12月号に掲載します。